

WEB 調査結果の活用マニュアルの改定について

令和3年1月14日
厚生労働省医政局経済課
(マスク等物資対策班)

国においては、病院及び新型コロナウイルス感染症対応を行っている診療所に対して、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報交換システム（G-MIS）を活用してWEB調査を実施し、医療機関における医療用物資の備蓄状況等の把握を行うとともに、医療用物資の優先配布への活用を進めております。

加えて、医療用物資（サージカルマスク、N95等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）については、備蓄見通しが1週間以内又は2～3週間となっている新型コロナ感染症の検査や患者の受入れを行っている医療機関の要請に対し、物資の枯渇やクラスターの発生などの緊急時を念頭に、国が都道府県の協力を得て、緊急配布（SOS）の対応を行ってまいりました。

令和3年1月6日付け「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）」のシステム改修に伴う対応について」の通り、医療機関等の各種情報を効率的かつ横断的に把握するため、今般システムの改修を行うことといたしました。そのため、1月18日からの新システム稼働に伴い、マニュアルを一部改定いたします。

本手順に基づく取扱は、1月18日より開始をお願いいたします。

【連絡先】

厚生労働省医政局経済課
(マスク等物資対策班)
緊急配布（SOS）担当
MAIL: sos-busshi@mhlw.go.jp

WEB 調査結果の活用マニュアル

令和3年1月14日

目次

I. WEB 調査に基づく医療用物資の「緊急配布 (SOS)」について	3
1. 医療機関による直接要請	3
(1) 医療機関による緊急配布 (SOS) の要請	3
(2) 都道府県における必要事項の入力	5
(3) 都道府県における対応方針の決定	6
(4) 留意事項	8
2. 地域の医師会等のとりまとめ団体を経由する要請	9
(1) とりまとめ団体による緊急配布 (SOS) の要請	9
(2) 都道府県における必要事項の入力	10
(3) 都道府県における対応方針の決定	11
(4) 留意事項	13
II. WEB 調査結果の週次調査の活用方法について	15

I. WEB 調査に基づく医療用物資の「緊急配布 (SOS)」について

- 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報交換システム (G-MIS) における WEB 調査を活用した緊急配布 (SOS) の具体的なフローは以下のとおりです。別添 1 のフロー図と併せてご確認ください。
- 「N95 マスクの例外的取扱いについて」(令和 2 年 4 月 10 日付け事務連絡)、「サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールド、の例外的取扱いについて」(令和 2 年 4 月 14 日付事務連絡) 及び「医療現場における手袋 (滅菌・非滅菌) の取扱いについて」(令和 2 年 5 月 29 日付事務連絡) (以下「効率使用事務連絡」という。) において、需給逼迫時における医療用物資の効率的な使用を示しています。本マニュアルにも参考資料として添付しますので、医療機関やとりまとめ団体におかれては、これらの内容を踏まえた上で、緊急配布 (SOS) の要請を行っていただくようお願いいたします。
- また、今冬のインフルエンザ流行期に備えた配布及び定期的な無償配布の配布状況が緊急配布 (SOS) の要請にも影響すると考えられることから、こうした配布について、医療機関の実情に応じた適正な配分となるようご注意ください。

1. 医療機関による直接要請

(1) 医療機関による緊急配布 (SOS) の要請

- 医療機関 (注) は、サージカルマスク、N95 等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋について、随時、緊急配布 (SOS) の要請を行うことができます。

N95 等マスクについては、効率使用事務連絡において、N95 マスクはエアロゾルが発生するような手技を行う時の使用が推奨されており、その他の場面ではサージカルマスク等を適正に使用することが示されています。また、検査における検体採取は、鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液、唾液の信頼性や実用性が見出されている¹ため、エアロゾルの発生が見込まれる下気道検体採取以外の手法を取ることが可能となっています。したがって、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れ、気管挿管・抜管等のエアロゾル発生手技を行う可能性がある医療機関のみ、緊急配布 (SOS) が必要と考えられます。

¹ 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 病原体検査の指針 (第 2 版)
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000693595.pdf>)

ただし、要請日当日時点の「日次調査」及び直前又は次回の水曜 13 時締切の「週次調査」の入力が必要です。これらの調査の必要事項が記載されていない場合、緊急配布（SOS）の要請ができない（**必要事項の入力後に「システムチェック&申請」ボタン**をクリックしても、エラーが表示されます）ようになっています。

（注）緊急配布（SOS）の対象となる医療機関は、次の①～③のいずれの要件も満たすことが必要。

- ①欠品等により自ら調達できない
- ②新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）を受け入れる医療機関若しくは PCR・抗原検査を実施する（検体採取を含む）医療機関又は発熱患者等の診療・検査可能な医療機関として都道府県から指定される医療機関（以下「診療・検査医療機関」といいます。）
- ③ 要請する医療用物資の備蓄見通しが 1 週間以内又は 2～3 週間

これらの要件の確認は、日次調査・週次調査の以下の項目の回答結果をもとに判断され、以下の条件を満たさない場合は、エラーが表示されます。

- 日次調査においていずれかを満たすこと（診療所、地域外来・検査センター以外の医療機関）
「貴院における検査実施状況」の「**うち抗原定量検査実施人数**」又は「**うち抗原定性検査（簡易キット）実施人数**」が 1 以上
「新型コロナウイルス感染患者の入退院状況」において「入院中」が 1 以上
「空床状況」において「新型コロナウイルス感染患者受入可能数」が 1 以上
「基本情報」の「診療・検査医療機関（検体採取等を行う地域外来・検査センターを含む）」にチェックが入っている
「基本情報」の「PCR 検査実施の可否」ラジオボタンが、「可能」
 - 週次調査において、要請する医療用物資の「現在の備蓄見通し」が 1 週間以内 又は 2～3 週間であること（直接要請を行う医療機関全て）
- 医療機関は、**緊急配布（SOS）要請の条件を確認の上、「上記の緊急配布条件を満たしていることを確認した」にチェックし、回答を登録します。**

- 緊急配布（SOS）の要請は、日次調査及び週次調査の締切時刻と合わせて毎日（平日）13時時点で締め切ります。医療機関には、基本的には、午前中の要請（回答の登録）を行うよう周知します。
- なお、医療機関による緊急配布（SOS）の要請は、毎日24時時点でリセットされます。

（2）都道府県における必要事項の入力

- 医療機関から要請がある度に、「【厚生労働省 G-MIS 事務局】医療用物資の緊急配布要請が行われました」という件名のメールが自動で届くので、適宜確認して下さい。
 - 毎日（平日）13時以降、都道府県が G-MIS のシステム上で、緊急配布（SOS）の要請を行った医療機関ごとに必要事項の入力を開始してください。
 - 医療機関による緊急配布（SOS）の要請がある都道府県は、当日13時以降速やかに、G-MIS (<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>) から、緊急配布（SOS）の要請を行った医療機関ごとに、必要事項（緊急配布（SOS）の要否、国の配布枚数、県の配布枚数、総配布枚数、都道府県意見）の入力作業を行ってください。
 - 緊急配布（SOS）の要請を行った医療機関ごとに、以下の事項を確認してください。
 - ① 新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）を受け入れる医療機関、若しくは PCR・抗原検査を実施する（検体採取を含む）医療機関又は診療・検査医療機関であること
 - ② 備蓄見通しが「1週間以内」又は「2～3週間」となっていること
 - ③ 一斉配布（PUSH 型配布）及び都道府県独自の配布との重複の有無
※今冬のインフルエンザ流行に備えた配布を含みます。
 - ④ これまでの緊急配布の実績
 - ⑤ 想定消費量が在庫量との関係で適切かどうか
- （注）「前日時点の在庫量 > 想定消費量 × 4 週間」である場合は、
「在庫量が1ヶ月分以上の可能性あり（自動判定）」チェックボックスに自動でチェックがつきます。
基本的には、緊急配布（SOS）の対象外としてください。

⑥自ら調達できない具体的な事情（欠品、クラスター発生等）

（注）特に、サージカルマスク、アイソレーションガウン、フェイスシールドについては、全体の需給が改善しているため、欠品の場合は、より具体的に購入可能状況・購入可能見込量等を確認するようにしてください。

- 上記の確認に加えて、効率使用事務連絡において、N95 マスクはエアロゾルが発生するような手技を行う時の使用が推奨されており、その他の場面（たとえば、鼻咽頭、鼻腔又は唾液による検体採取）ではサージカルマスク等を適正に使用することが示されていることを踏まえて、N95 等マスクの緊急配布（SOS）要請に関しては、エアロゾル発生手技（気管内吸引及び気管内挿管等）を行う可能性のある医療機関からの要請かどうかを確認してください。

※ たとえば、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れている医療機関かどうかの確認によりエアロゾル発生手技の実施の可能性を判断することが可能です。

- 上記⑥について、基本的に、医療機関に電話等で状況を確認してください。想定消費量が「前日時点の在庫量>想定消費量×4週間」であるなど、医療機関の情報に疑義や不備がある場合等は、その旨も併せて確認してください。

- 緊急配布（SOS）の要請を行った医療機関を一覧形式で確認したい場合は、G-MIS (<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>) のレポート機能を利用し、CSV ファイルで随時出力可能です。詳しい操作方法は「G-MIS 緊急配布要請操作マニュアル」をご参照ください。

（3）都道府県における対応方針の決定

- 当日 17 時頃までを目安に、上記（2）の確認により、緊急配布（SOS）の必要性が認められる医療機関について、配布枚数・配布方法を決定して、システム上に必要事項を入力し、都道府県確認ステータス欄を「完了」に変更してください。決定にあたっては、必要に応じ、厚生労働省まで随時ご相談ください。

※ 複数の医療機関から要請があった場合、全てが取り纏まってから入力するのではなく、配布枚数・配布方法を決定した医療機関毎に、順次入力していただくようお願いします。

➤ 配布枚数

- ・ 今後 1 週間の想定消費量から今後 1 週間の購入見込み量を差し引いた量の 2 倍を基本として、医療機関ごとの実情に応じて決定してください。

➤ 配布方法

- ・「①都道府県の備蓄（国が一斉配布して都道府県に備蓄しているものを含む。）」又は「②国による直送」を選択してください。

その際、状況の緊急性に鑑み、物資を早期に届けることを最優先に選択するようにしてください。

※都道府県備蓄と国備蓄の両方で対応する場合は「②国による直送」を選択し、その理由を都道府県意見欄にも記入してください。

➤ 都道府県意見

- ・緊急配布（SOS）の要否を「要」とした場合、要請医療機関の状況を把握する等の観点から、

- ・当該医療機関に対して今まで都道府県又は国から緊急配布を行った回数
- ・自ら調達できない具体的な事情（欠品、クラスター発生等）の聞き取り結果
- ・（N95 マスクの配布が必要と判断した場合）エアロゾル発生手技を行う可能性がある具体的な事情

の3点を必ず入力してください。

- ・緊急配布（SOS）の要否を「否」とした場合、配布しないこととした理由を必ず入力してください。

- 厚生労働省は、当日 17 時頃まで、都道府県の入力事項等を随時確認します。その際、頻繁に配布要請が繰り返されている場合や数量が過大と思われる場合などは、厚生労働省から都道府県や要請医療機関に対して、想定消費量や購入見込み量等について質問することがあります。

【配布方法について】

① 都道府県の備蓄で対応する場合

- ・ 当日 17 時頃までを目安に、都道府県の備蓄で対応すること及び配布枚数をシステム上に入力してください。17 時頃までにシステム上に必要事項が入力されていない場合、厚生労働省よりお問い合わせさせていただきます。
- ・ 当日中または翌日のなるべく早い時間帯までに配送手続を開始してください。
- ・ 配送にあたり国指定の配送業者を利用する場合、国で配送費を負担します。当該配送業者を利用する場合は、厚生労働省に、必要事項を記載した別添

2の様式を添付したメールで報告してください。なお、この場合、当該配送業者が配送作業を開始するのは翌営業日となります。

- ・ 医療機関に発送日、配布枚数を連絡してください。
- ・ N95等マスク及び非滅菌手袋に関しては、都道府県の備蓄で対応した緊急配布（SOS）分は、次回以降の国から都道府県への一斉配布の際に、その全量を上乗せして配布させていただきます。なお、その際は、今後1週間の想定消費量から今後1週間の購入見込み量を差し引いた量の2倍が上限となります。

② 国による直送で対応する場合

- ・ 当日17時頃までを目安に、国による直送で対応すること及び配布枚数をシステム上に入力してください。17時頃までにシステム上に必要事項が入力されていない場合、厚生労働省より問い合わせをさせていただきます。
- ・ 国による直送で対応する場合の配送指示は翌営業日以降となります。また、東京近郊の倉庫から送付することとなるため、地域によっては到着までに日数がかかる可能性があることをご理解ください。
- ・ 医療機関ごとの実際の配布枚数及び発送日を、厚生労働省から都道府県にメールで報告します。該当医療機関に、発送日、配布枚数を連絡してください。

③ 緊急配布（SOS）の対応を行わなかった場合

- ・ 以下の理由などにより、緊急配布（SOS）対応を行わないこととした場合はその理由等を医療機関に連絡してください。
(対応を行わない理由として考えられるもの)
- ・ 「前日時点の在庫量>想定消費量×4週間」である場合
- ・ 一斉配布（PUSH型配布）や都道府県独自の配布と重複している場合

(4) 留意事項

- 緊急配布（SOS）した医療機関名及び数は、将来的に都道府県ごとに公表する可能性があります。その際には、都道府県ご担当者に相談させていただきますが、公表の可能性があることを予め医療機関に周知をお願いします。
- 配布する医療用物資について、材質やサイズは都道府県や医療機関が選択できませんのでご理解をお願いいたします。

2. 地域の医師会等のとりまとめ団体を経由する要請

(1) とりまとめ団体による緊急配布 (SOS) の要請

○ 地域の医師会等のとりまとめ団体は、1週間に1度、管轄の診療・検査医療機関の緊急配布 (SOS) の要請状況をとりまとめて要請することができます。その際、要請できるのは、発熱患者等の診療・検査に必要なサージカルマスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋についてです。必要事項の回答及び注意事項の確認等を行った上で、回答 (物資ごとに SOS の要望数・SOS の配布対象医療機関数) を登録します。

○ ただし、毎週水曜日 17 時締切の「週次調査」の入力が必要です。必要事項が記載されていない場合、緊急配布 (SOS) の要請ができません。

(注) 緊急配布 (SOS) の対象となる医療機関は、次の①～③のいずれの要件も満たすことが必要。

- ① 欠品等により自ら調達できない
- ② 診療・検査医療機関
- ③ 要請する医療用物資の備蓄見通しが 1 週間以内又は 2～3 週間

※ とりまとめ団体又は都道府県等においては、管内の診療・検査医療機関の緊急配布の要請数は、今後 1 週間の想定消費量から今後 1 週間の購入見込み量を差し引いた量の 2 倍を基本の考え方として、医療機関の実情に応じて決定されるように、管轄の医療機関に対して周知をお願いします。

※ 1 週間の想定消費量の目安は、週 5 日発熱患者等の受入を行うなどの以下の仮定の下で、サージカルマスク 60 枚、アイソレーションガウン 36 枚、フェイスシールド 8 枚、非滅菌手袋 570 双 (1140 枚) です。たとえば、発熱患者の受入日数が 5 日を下回る場合などは減じた数量となります。

- ・ 1 日当たり発熱患者等 36 人に対して計 6 時間かけて検査等を実施 (週 5 日発熱患者等を受入)
- ・ 医師 1 名、看護師 2 名、事務員等 3 名
- ・ 医師、看護師については、以下のとおり使用
 - ・ サージカルマスク、ガウン：1 日に 2 枚
 - ・ 手袋：発熱患者等 1 人当たり 1 双 (2 枚)
 - ・ フェイスシールド：2 日に 1 枚 (消毒による再利用)
- ・ 事務員等については、サージカルマスク、非滅菌手袋を 1 日に 2 枚。(受付にアクリル板等を設置し、フェイスシールドは非装着)

- 緊急配布（SOS）の要請の締め切りは、週次調査の締め切りと同様、毎週水曜日 17 時ですので、地域の医師会等のとりまとめ団体においては、必要なタイミングで、管轄の診療・検査医療機関から緊急配布（SOS）の要請を回収してください。また、毎週水曜日の翌営業日までに都道府県等から確認の連絡が来ることが想定されるため、とりまとめ団体においては、緊急配布（SOS）の要請医療機関との連絡体制を整えてください。

とりまとめ団体は、管轄の診療・検査医療機関からの緊急配布（SOS）要請をとりまとめるにあたって、以下の事項を確認してください。

- ① 緊急配布（SOS）の要請を行った医療機関における備蓄見通しが「1 週間以内」又は「2～3 週間」となっていること
- ② 一斉配布（PUSH 型配布）及び都道府県独自の配布との重複の有無
※今冬のインフルエンザ流行に備えた配布を含みます。
- ③ これまでの緊急配布の実績

上記確認の結果等により、緊急配布（SOS）対応を行わないこととした場合はその理由等を医療機関に連絡してください。

- なお、一度緊急配布（SOS）要請を行ったが、水曜日 17 時の締め切り前に変更が生じた場合は、システム上新たに要請するのではなく、一度行った要請の内容を修正する形で対応してください。

（2）都道府県における必要事項の入力

- 医療機関から要請がある度に、「【厚生労働省 G-MIS 事務局】医療用物資の緊急配布要請が行われました」という件名のメールが自動で届くので、適宜確認して下さい。

- 毎週水曜日 17 時から、都道府県が G-MIS のシステム上で、緊急配布（SOS）の要請を行ったとりまとめ団体ごとに必要事項の入力を開始してください。

- とりまとめ団体による緊急配布（SOS）の要請がある都道府県は、毎週水曜日の翌営業日の開庁以降速やかに（水曜日 17 時以降も入力も可能です）、システムに入力可能であるサイト（<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>）から、緊急配布（SOS）の要請を行ったとりまとめ団体ごとに、必要事項（緊急配布（SOS）の要否、国の配布枚数、県の配布枚数、総配布枚数、都道府県意見）の入力作業を行ってください。

- 緊急配布（SOS）の要請を行ったとりまとめ団体ごとに、以下の事項を確認してください。
 - ① SOS の配布先医療機関数が、備蓄見通しの分布における「1週間以内」又は「2～3週間」の医療機関の数よりも少なくなっているか
 - ② 一斉配布（PUSH 型配布）及び都道府県独自の配布との重複の有無
※今冬のインフルエンザ流行に備えた配布を含みます。
 - ③ これまでの緊急配布の実績
 - ④ SOS の配布先医療機関数で要望数を除いた数が1拠点当たりの必要 PPE 数の標準最大量（※）を超えていないか
※ P10 の1週間の想定消費量の目安を2倍したもの（サージカルマスク 120 枚、アイソレーションガウン 72 枚、フェイスシールド 16 枚、非滅菌手袋 1140 双（2280 枚））

- 上記①～④の確認の結果等により、要望数などの情報に疑義や不備がある場合等は、とりまとめ団体に電話等で状況を確認してください。

- 緊急配布（SOS）の要請を行ったとりまとめ団体を一覧形式で確認したい場合は、G-MIS (<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>) のレポート機能を利用し、CSV ファイルで随時出力可能です。詳しい操作方法は「G-MIS 緊急配布要請操作マニュアル」をご参照ください。

（3）都道府県における対応方針の決定

- 毎週水曜日の翌営業日 14 時頃までを目安に、上記（2）の確認により、緊急配布（SOS）の必要性が認められるとりまとめ団体について、配布枚数・配布方法を決定して、システム上に必要事項を入力し、**都道府県確認ステータス欄を「完了」に変更してください**。決定にあたっては、必要に応じ、厚生労働省まで随時ご相談ください。
 - ※ 複数のとりまとめ団体から要請があった場合、全てが取り纏まってから入力するのではなく、配布枚数・配布方法を決定したとりまとめ団体毎に、順次入力していただくようお願いします。
- 配布枚数
 - 2週間分の送付を想定し、SOS の配布先医療機関数×1拠点当たりの必要 PPE 数の標準量（※）を最大の配布数であることを基本とし、SOS 要請のあったとりまとめ団体の実情に応じて決定してください。
 - ※ サージカルマスク 120 枚、アイソレーションガウン 72 枚、フェイスシ

ールド 16 枚、非滅菌手袋 1140 双（2280 枚）とします。

➤ 配布方法

- ・「①都道府県の備蓄（国が一斉配布して都道府県に備蓄しているものを含む。）」又は「②国による直送」を選択してください。
その際、状況の緊急性に鑑み、物資を早期に届けることを最優先に選択するようにしてください。
- ・なお、今冬のインフルエンザ流行期に備えた PPE 配布が近いなどの理由により、緊急配布（SOS）対応を行わないこととした場合は、対応を行わないこととした理由等を医療機関に連絡してください。

- 厚生労働省は、毎週水曜日の翌営業日 14 時頃まで、都道府県の入力事項等を随時確認します。その際、頻繁に配布要請が繰り返されている場合や数量が過大と思われる場合などは、厚生労働省から都道府県や要請とりまとめ団体に対して、管内医療機関の状況等について質問することがあります。

【配布方法について】

【都道府県又は国からとりまとめ団体への送付】

① 都道府県の備蓄で対応する場合

- ・ 毎週水曜日の翌営業日 14 時頃までを目安に、都道府県の備蓄で対応すること及び配布枚数をシステム上に入力してください。14 時頃までにシステム上に必要事項が入力されていない場合、厚生労働省よりお問い合わせさせていただきます。
- ・ 当該営業日中のなるべく早い時間帯までに配送手続を開始してください。
- ・ 配送にあたり国指定の配送業者を利用する場合、国で配送費を負担します。当該配送業者を利用する場合は、厚生労働省に、必要事項を記載した別添 3 の様式を添付したメールで報告してください。なお、この場合、当該配送業者が配送作業を開始するのは配送手続開始の翌営業日となります。
- ・ とりまとめ団体に発送日、配布枚数、利用する配送業者（国指定の配送業者か否か）を連絡してください。
- ・ N95 等マスク及び非滅菌手袋に関しては、都道府県の備蓄で対応した緊急配布（SOS）分は、次回以降の国から都道府県への一斉配布の際に、その全量を上乘せして配布させていただきます。なお、その際は、SOS の配布先医療機関数 × 1 拠点当たりの必要 PPE 数の標準量（※）が上限となります。

※ 2 週間分の送付の場合は、1 拠点当たりサージカルマスク 120 枚、アイ

ソレーションガウン 72 枚、フェイスシールド 16 枚、非滅菌手袋 1140 双 (2280 枚) です。

② 国による直送で対応する場合

- ・ 毎週水曜日の翌営業日 14 時頃までを目安に、国による直送で対応すること及び配布枚数をシステム上に入力してください。14 時頃までにシステム上に必要事項が入力されていない場合、厚生労働省より問い合わせをさせていただきます。
- ・ 国による直送で対応する場合の配送指示は毎週水曜日の翌営業日以降となります。また、東京近郊の倉庫から送付することとなるため、地域によっては到着までに日数がかかる可能性があることをご理解ください。
- ・ とりまとめ団体ごとの実際の配布枚数及び発送日を、厚生労働省から都道府県にメールで報告します。該当団体に、発送日、配布枚数、国指定の配送業者を利用する旨を連絡してください。

③ 緊急配布 (SOS) の対応を行わなかった場合

- ・ 以下の理由などにより、緊急配布 (SOS) 対応を行わないこととした場合はその理由等をとりまとめ団体に連絡してください。

(対応を行わない理由として考えられるものの例)

要請翌週に今冬のインフルエンザ流行に備えた配布が行われる予定である場合

【とりまとめ団体から管轄の医療機関への送付】

※ 以下は基本的に想定される事務の流れであり、実際には、とりまとめ団体と管轄の医療機関の間で調整をお願いします。

- ・ 配送にあたり国指定の配送業者を利用する場合、国で配送費を負担します。当該配送業者を利用する場合は、当該配送業者と調整の上、配送依頼を行ってください。なお、この場合、当該配送業者が配送作業を開始するのは配送手続き開始の翌営業日となります。
- ・ 配送先の医療機関に発送日、配布枚数を連絡してください。
- ・ なお、とりまとめ団体から配送するのではなく、医療機関がとりまとめ団体に直接受け取りに来ることも考えられます。

(4) 留意事項

- 緊急配布 (SOS) したとりまとめ団体名及び数は、将来的に都道府県ごとに公

表する可能性があります。その際には、都道府県ご担当者に相談させていただきます。

- 配布する医療用物資について、材質やサイズは都道府県や医療機関が選択できませんのでご理解をお願いいたします。

II. WEB 調査結果の週次調査の活用方法について

- 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報交換システム（G-MIS）WEB 調査のうち、医療用物資に係る週次調査については、G-MIS (<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>) のレポート機能を利用し出力可能です。
- 都道府県におかれましては、I. で緊急配布（SOS）対応を行った医療機関等以外の医療機関等について、配慮が必要と考えられる医療機関等（特に下記で例示した医療機関等）がある場合は、当該医療機関等の状況を確認の上、都道府県で優先順位をつけつつ速やかに対応するようお願いいたします。

【緊急配布（SOS）の対象とならないものの、配慮が必要と考えられる医療機関の例】

- ・ 在庫の備蓄見通しが1週間以内又は2～3週間となっており、緊急配布（SOS）を希望していたが、緊急配布（SOS）の対応を行わなかった医療機関
- ・ 在庫の備蓄見通しが1週間以内又は2～3週間となっているものの、緊急配布（SOS）を希望していない医療機関
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応を行っていないものの、備蓄見通しが1週間以内となっている医療機関

【緊急配布（SOS）の対象とならないものの、配慮が必要と考えられるとりまとめ団体の例】

- ・ 上記のような医療機関の存在の可能性が認められるとりまとめ団体

SOS緊急配布の事務フロー (医療機関による直接要請)

別添1

【国】

【都道府県】

【医療機関】

日々の13時 \times 後の要請や土日の要請のうち、緊急を要するもの(院内感染事案等)は、医療機関が都道府県に連絡

毎日13時 \times 切で医療機関がWEB調査に回答し、緊急配布(SOS)要請

(13時～)

- SOSリストを確認
- マニュアルに基づき、SOSリスト上の医療機関について、
 - コロナ患者(疑い含む)受入若しくはPCR・抗原検査実施医療機関又は診療・検査医療機関かどうか
 - 備蓄見通しが「1週間以内」又は「2～3週間」となっていること
 - 一斉配布(PUSH型配布)及び都道府県独自の配布との重複の有無
 - これまでの緊急配布の実績
 - 想定消費量が適切かどうか
 - 自ら調達できない具体的な事情等を確認
- 医療機関に電話等で状況確認
- 緊急性や都道府県の備蓄状況等を勘案し、①都道府県の備蓄(国が一斉配布して都道府県に備蓄しているものを含む)で対応又は②国対応かを決定。
- 対応方針(配布方法・配布枚数等)を17時頃までにシステムに入力

③緊急配布(SOS)の対応を行わない場合

• 対応を行わないこととした理由等を医療機関に連絡

①県備蓄で対応する場合

(17時頃まで)

- システムの入力事項を随時確認
- 都道府県からの報告を管理
⇒N95マスク、非滅菌手袋については、次回の一斉配布の際にその分を上乗せ

(当日中～翌日)

- 配送先リストを作成し、配送手続
※国指定の配送業者を利用する場合、国で配送費を負担
- 医療機関に発送日、配布枚数を連絡

SOS緊急配布を要請した医療用物資を受領

②国が対応する場合

(17時頃まで)

- システムの入力事項を随時確認
- 都道府県と調整しながら、配布枚数を決定
- 配送先リストを作成(夕方頃～翌日)
- 配送手続
- 都道府県に内示

• 国の内示(発送日、配布枚数)を該当医療機関に連絡

SOS緊急配布を要請した医療用物資を受領

SOS緊急配布の事務フロー (地域の医師会等のとりまとめ団体を経由する要請)

【国】

【都道府県】

【とりまとめ団体】

毎週水曜日17時 \times 後の要請や土日の要請等のうち、緊急を要するもの(院内感染事案等)は、医療機関が都道府県に連絡

管轄の医療機関からの週次調査の回答及びSOS要請をとりまとめ、SOS要請があった場合には、

- ・備蓄見通しが「1週間以内」又は「2～3週間」
- ・一斉配布及び都道府県独自の配布との重複の有無
- ・これまでの緊急配布実績を確認の上、**毎週水曜日17時 \times 切**でとりまとめ団体がWEB調査に回答し、緊急配布(SOS)要請

(水曜日17時～)

- ・ **SOSリストを確認**
- ・ **マニュアルに基づき**、SOSリスト上の医療機関について、
 - ・ SOSの配布医療機関数が、備蓄見通しの分布における「1週間以内」又は「2～3週間」の医療機関の数よりも少なくなっているか
 - ・ 一斉配布(PUSH型配布)及び都道府県独自の配布との重複の有無
 - ・ これまでの緊急配布の実績
 - ・ 配布要望数が適切かどうか
- ・ **確認**
- ・ とりまとめ団体に電話等で状況確認
- ・ **緊急性や都道府県の備蓄状況等を勘案し、①都道府県の備蓄(国が一斉配布して都道府県に備蓄しているものを含む)で対応又は②国対応かを決定。**
- ・ **対応方針(配布方法・配布枚数等)を毎週水曜日の翌営業日14時頃までにシステムに入力**

③緊急配布(SOS)の対応を行わない場合

・ 対応を行わないこととした理由等をとりまとめ団体に連絡
→要請医療機関に連絡

①県備蓄で対応する場合

(水曜日の翌営業日14時頃まで)

- ・ システムの入力事項を随時確認

- ・ **都道府県からの報告を管理**
⇒ N95マスク、非滅菌手袋については、次回の一斉配布の際にその分を上乗せ

(水曜日の翌営業日中)

- ・ 配送先リストを作成し、**配送手続**
※国指定の配送業者を利用する場合、国で配送費を負担
- ・ とりまとめ団体に発送日、配布枚数、利用する配送業者を連絡

SOS緊急配布を要請した医療用物資を受領
→配布先医療機関に配布

②国が対応する場合

(水曜日の翌営業日14時頃まで)

- ・ システムの入力事項を随時確認
- ・ **都道府県と調整しながら、配布枚数を決定**
- ・ **配送先リストを作成**
(同日夕方頃～水曜日の翌々営業日)
- ・ **配送手続**
- ・ **都道府県に内示**

- ・ 国の内示(発送日、配布枚数)及び国指定の配送業者を利用する旨をとりまとめ団体に連絡

SOS緊急配布を要請した医療用物資を受領
→配布先医療機関に配布

事務連絡

令和2年4月10日

(令和2年8月4日最終改正)

各 { 都道府県 }
 { 保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中
 { 特別区 }

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医薬・生活衛生局医療機器審査管理課

医薬・生活衛生局医薬安全対策課

N95 マスクの例外的取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、N95 マスクの需要が高まっております。こうしたことを受けて、使い捨てとされている N95 マスクについて、再利用するなど N95 マスクの例外的取扱いにより効率的な使用を促進する際の留意点等について、別添のとおり取りまとめました。これまでも各医療機関等におかれても様々な工夫をされていることと存じますが、参考としていただくよう、貴管内の医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

国においても、供給確保・提供については、引き続き進めてまいります。

N95 マスクの例外的取扱い

N95 マスクについては以下の診療場面での使用を推奨しており、以下の場面以外では、サージカルマスク等を適切に使用すること

- エアロゾルが発生するような手技を行う時（気管内吸引、気管内挿管、下気道検体採取等）

N95 マスクについては以下の考え方に基づき、可能な限り、効率的に使用すること。

- 滅菌器活用等による再利用に努めること(参考1「N95 マスクの再利用法の例」参照)。
- 必要な場合は、有効期限に関わらず利用すること。
- 複数の患者を診察する場合に、同一のN95 マスクを継続して使用すること（※1「N95 マスクの継続使用に係る注意点」参照）。
- N95 マスクには名前を記載し、交換は1日1回とすること。
- KN95 マスクなどの医療用マスクのうち、米国FDAで緊急使用承認（EUA）が与えられているもの（※2）については、N95 マスクに相当するものとして取り扱うこと。
- 産業用の防じんマスクであるDS2マスクについては、N95 マスクと同等に扱って差し支えないが、以下の点に留意すること。
 - ・ DS2マスクは、人工血液による耐浸透試験を行っていないため、患者の血液や体液等がマスクから浸透するおそれのある手術や処置を行う場合には使用しないこと。
（「患者の血液や体液等がマスクから浸透するおそれのある手術や処置」は、血管の穿刺等によって高速の血流がマスクに直接に降りかかるような状態を指し、検体採取等は該当しません。）
 - ・ 排気弁のついたDS2マスクについては、着用者の呼気がフィルターを通さず外部に排気されるため、侵襲性のある手術や処置を行う場合等、無菌環境を維持する必要がある場合においては使用しないこと。

(参考1) N95 マスクの再利用法の例

・過酸化水素水プラズマ滅菌器を用いた再利用法

米国において、一部メーカーと規制当局との連携により、手術器具の滅菌などに用いられている過酸化水素水プラズマ滅菌器の使用により、N95 マスクの滅菌及び再利用が可能であると示唆されていることを踏まえて対応すること。ただし、3回の再利用でN95 マスクの換気能が低下するため、再利用は2回までにすること。

・過酸化水素水滅菌器を用いた再利用法

米国において、一部メーカーと規制当局との連携により、手術器具の滅菌などに用いられている過酸化水素水滅菌器の使用により、N95 マスクの滅菌及び再利用が可能であると示唆されていることを踏まえて対応すること。10回までの再利用が可能。

・1人に5枚のN95 マスクを配布し、5日間のサイクルで毎日取り替える再利用法

新型コロナウイルス感染症はプラスチック、ステンレス、紙の上では72時間しか生存できないことが報告されていることから、N95 マスクを1人につき5枚配布するとともに、使用したものを通気性のよいきれいなバッグに保管し、毎日取り替えて5日間のサイクルで使用すること。

※ 上記に掲げる方法以外にも、下記 URL に記載の再利用法を参照の上、適切な方法により再利用に努めること。

(参照：米国CDC「Decontamination and Reuse of Filtering Facepiece Respirators」)

※1 N95 マスクの継続使用に係る注意点

- ・目に見えて汚れた場合や損傷した場合は廃棄すること。
- ・N95 マスクを外す必要がある場合は、患者のケアエリアから離れること。

※2 FDA の緊急使用承認が与えられているリスト (添付の Appendix A)

<https://www.fda.gov/media/136663/download>

⇒なお、国が確保し、医療機関に優先配布してきたKN95については、引き続き米国FDAの緊急使用承認が与えられています。

(参考2)

米国CDCの関連ホームページ

Strategies for Optimizing the Supply of N95 Respirators

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/ppe-strategy/index.html>

Strategies to Optimize the Supply of PPE and Equipment

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/respirators-strategy/index.html>

Decontamination and Reuse of Filtering Facepiece Respirators

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/ppe-strategy/decontamination-reuse-respirators.html>

事務連絡

令和2年4月14日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールド、
の例外的取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの需要が高まっております。こうしたことを受け、国としてもこれらの確保に努めているところであり、

- ・ サージカルマスクについては、合計4,500万枚を全国の医療機関に配布してきたことに加え、現在緊急事態宣言の対象となっている7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）の医療機関等向けに今週中に追加で1,000万枚を配布、
- ・ 長袖ガウン及びフェイスシールドについては、それぞれ7都府県に速やかに100万枚を配布するとともに、それ以外の地域についても配布を開始できるよう準備を進めてまいります。

一方で、使い捨てとされているサージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドについては、再利用するなど个人防护具の例外的取扱いにより効率的に使用することが可能であるため、その際の留意点等について、別添のとおり取りまとめました。

これまでも各医療機関等におかれても様々な工夫をされていることと存じますが、参考としていただくよう、貴管内の医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、N95マスクの例外的取扱いについては4月10日に事務連絡を発出しておりますのでご参考下さい。

(参考) N95マスクの例外的取扱いについて (4月10日事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621007.pdf>

サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱い

① サージカルマスクについて

- 使用機会に優先順位を設けること（サージカルマスクが必要不可欠な処置や手術を行う場合や感染の可能性のある患者との密接な接触が避けられない場合など）。
- 複数の患者を診察・検査等する場合においても、同一のサージカルマスクを継続して使用すること（※1「サージカルマスクの継続使用に係る注意点」参照）。

※1 サージカルマスクの継続使用に係る注意点

- ・目に見えて汚れた場合や損傷した場合は、廃棄すること。
- ・サージカルマスクを外す必要がある場合は、患者のケアエリアから離れること。
- ・サージカルマスクを外す際には、マスクの外側を内側にして折りたたみ、接触感染を避けること。

② 長袖ガウン（アイソレーションガウン・長袖のプラスチックガウン等）について

- 以下の場合に優先して使用するなど、使用機会に優先順位を設けること。
 - ・血液など体液に触れる可能性のある手技。
 - ・エアロゾルが発生するような手技（気道吸引、気管内挿管、下気道検体採取等）
 - ・上気道検体の採取（長袖ガウン不足時は袖のないエプロン可）
 - ・患者の体位交換や車いす移乗など、前腕や上腕が患者に触れるケアを行う時（長袖ガウン不足時は袖のないエプロン可）
- コホーティングされた複数の患者を診察・検査等する場合には、同一の長袖ガウンの継続使用を検討すること。なお、長袖ガウン（袖のないエプロンを含む。）は、コホーティングされた場所を離れる際に脱ぐこと。

※ いわゆるサージカルガウンについては、手術等の清潔操作時に用いる防護具であり、個人防護具の効率的な使用の観点から、アイソレーションガウンの代替として用いることは望ましくない。

③ ゴーグル及びフェイスシールドについて

- 複数の患者を診察する場合には、同一のゴーグルやフェイスシールドを継続して使用すること（※2「ゴーグル及びフェイスシールドの継続使用に係る注意点」参照）。

※2 ゴーグル及びフェイスシールドの継続使用に係る注意点

- ・目に見えて汚れた場合は、洗浄及び消毒を行うこと。
- ・一度外した場合には、再度装着する前に洗浄及び消毒を行うこと。
- ・ゴーグルやフェイスシールドが損傷した場合（ゴーグルやフェイスシールドがしっかりと固定できなくなった場合、視界が妨げられ改善できない場合など）は廃棄すること。
- ・ゴーグルやフェイスシールドを外す必要がある場合は、患者のケアエリアから離れること。

- 使い捨てのゴーグルやフェイスシールドについても再利用すること。再利用の際には、適切な洗浄及び消毒を確実に行うこと（※3「ゴーグル及びフェイスシールドの洗浄及び消毒方法」参照）。

※3 ゴーグル及びフェイスシールドの洗浄及び消毒方法

洗浄及び消毒方法についてはメーカーへ問い合わせ、その推奨方法とすることが基本であるが、方法が不明な場合は、以下の手順を参考とすること。

- (1) 手袋を装着したままの状態、ゴーグルやフェイスシールドの内側、次に外側を丁寧に拭くこと。
- (2) アルコール又は0.05%の次亜塩素酸を浸透させたペーパータオルやガーゼ等を使用して、ゴーグルやフェイスシールドの外側を拭くこと。
- (3) 0.05%の次亜塩素酸で消毒した場合、ゴーグルやフェイスシールドの外側を水又はアルコールで拭き、残留物を取り除くこと。
- (4) 清潔な吸収性タオルを用いて吸水することなどにより、良く乾燥させること
- (5) 手袋を外した後は、手指の衛生を行うこと。

④ 防護具がなくなったときの代替品について

○ 長袖ガウン

- ・体を覆うことができ、破棄できるもので代替可（カッパなど）。撥水性があることが望ましい。

○ ゴーグル及びフェイスシールド

- ・目を覆うことができるもので代替可（シュノーケリングマスクなど）

(参考)

米国CDCの関連ホームページ

Strategies to Optimize the Supply of PPE and Equipment

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/ppe-strategy/index.html>

Strategies for Optimizing the Supply of Eye Protection

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/ppe-strategy/eye-protection.html>

Strategies for Optimizing the Supply of Facemasks

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/ppe-strategy/face-masks.html>

Strategies for Optimizing the Supply of N95 Respirators

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/respirators-strategy/index.html>

Decontamination and Reuse of Filtering Facepiece Respirators

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/ppe-strategy/decontamination-reuse-respirators.html>

事務連絡

令和2年5月29日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療現場における手袋（滅菌・非滅菌）の取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症の感染が世界的に収束していない中で、国としては、全国の医療現場における緊急の需要に対応すべく、医療用の個人防護具の確保・配布に努めているところです。

その中で、医療現場における手袋（滅菌・非滅菌）については、メーカー・卸のご協力によって当面の需要に応えられるだけの量の確保が図られているところです。他方、特に滅菌手袋については、当面の手術需要に対応できる量は確保されている一方で、本来の用途である手術等以外での利用や備蓄目的での発注も増えている実態があると聞きます。

こうした現状等を踏まえ、医療現場における手袋（滅菌・非滅菌）のご利用に際しての留意点等として、別添のとおり、

- ①非滅菌手袋が不足したときは水分が浸透しない素材の手袋で代替可能
- ②PCR検査での検体採取などは非滅菌手袋を使用し、滅菌手袋は無菌操作が必要な手技に限定して使用など目的ごとの適切な選択

といった取扱を取りまとめましたので、ご参考としていただきますよう、お願いいたします。こういった取扱を踏まえつつ、適正かつ効率的な使用と適正量の購入に努めていただくことをお願いいたします。

各医療機関等におかれては、これまでも様々な工夫や取組をされていることと存じますが、念のため貴管内の医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

医療現場における手袋（滅菌・非滅菌）の取扱い

- ① 非滅菌手袋が不足したときの代替品について
天然ゴム、ポリエチレン、ニトリルゴムなどの水分が浸透しない素材の手袋で代替可能であること（家庭用手袋、工業用手袋、放射線防護手袋など）

- ② 滅菌手袋の取扱いについて
血液、体液等との接触から保護する目的でのみ使用する場合（例：PCR検査で検体を採取する場合）には非滅菌手袋を使用することとし、滅菌手袋については無菌操作が必要な手技（手術、骨髄穿刺、ドレーン挿入・管理、IVR等）に限定して使用するなど、使用目的ごとに適切に選択すること。